

令和6年度前橋市高齢者補聴器購入費助成事業

長寿包括ケア課

事業概要

対象者 (対象要件)	次の1～6の全てに該当する方とします。 1 市内に居住し、前橋市に住民登録がある 65歳以上の方 2 市民税非課税世帯（ 世帯に属する全員 が、市民税非課税） ※ 申請日が4月1日から6月30日までの場合は、前年度の課税状況 3 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方 4 耳鼻咽喉科の医師から下記の基準を満たすと認められ、当該医師の意見書等を提出することができる方 【基準】両耳の聴力レベルが40 dB以上で、かつ、聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象にならない ※診察料、検査料、意見欄作成料等は自己負担 5 過去5年間に、前橋市自立高齢者日常生活用具給付事業（現物給付の事業）による補聴器又は助聴器の給付を受けていない方 6 過去に、本事業による助成金の交付を受けていない方
助成対象	1 管理医療機器認定を取得した補聴器で、新品に限るものとします。（集音器は対象外です。） 2 助成の対象とする補聴器の台数は、1人当たり1台（再申請不可） 3 補聴器本体の購入に係る費用のみ助成対象です。 診察料、検査料、意見欄作成料等の受診費用及び補聴器の修理、保守、電池交換並びに付属品のみの購入に係る費用は、助成対象ではありません。（自己負担） ※ 補聴器購入後の申請はできません。
助成金額	補聴器の購入に必要な費用と25,000円とのいずれか低い額とします。
申請期間	年間通して申請を受け付けています。（申請締切日：令和7年2月28日） ※ 助成予算額に達した場合は、申請受付終了。
申請書類	1 交付申請書（前橋市HPからダウンロードできます） 2 オーディオグラム（純音聴力図） ※医師意見欄及びオーディオグラムは <u>申請日前3か月以内のもの</u> を提出してください。 3 購入を希望する補聴器の見積書の写し（ 購入希望業者が作成したもの ） ※ 転入等により、本市で市民税の課税状況について確認が取れない方につきましては、別途、市民税等が確認できる書類をご提出いただく場合があります。
助成金 交付時期	助成金交付請求書提出後、30日以内に指定の口座に振込みます。
周知方法	ホームページ掲載（右下のQRコードからご覧いただけます。）

申請場所
問合せ先

長寿包括ケア課（前橋市役所2階35番窓口）
前橋市役所 前橋市大手町二丁目12番1号
直通電話：027-898-6152
（土日祝日を除く 8時30分から17時15分まで）



申請書ダウンロードはこちらから

令和6年度補聴器購入費助成事業（申請・請求）の流れ

3
か
月
以
内

